大阪市長

お問い合わせ先

大阪市認定事務センター

障がい支援区分認定結果通知書(転入継続)

年 月 日付けで申請のあった介護給付費等の支給にかかる障がい支援区分については、前住居地における認定を引き継ぎ次のとおり認定したので通知します。

訂

nO			
受給者証番号			
氏 名			
認 定 日		認定結果	
非該当の場合 その理由			
認定有効期間			
認定審査会の意見			

注

- 1 認定の有効期間内であっても、状態の変化等により障がい支援区分の変更をすることがあります。また、認定変更の申請をすることもできます。
- 2 認定の有効期間終了の3か月前から認定の更新申請をすることができます。
- 3 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に大阪府知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合は、大阪府知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- 4 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表とする者は大阪市長となります)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く)でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。